

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第1 (略)	別表第1 (略)
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)

機関	利用事務	特定個人情報	機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市重度心身障害医療費支給条例による重度心身障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「重度心身障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母及び児	1 市長	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市重度心身障害医療費支給条例による重度心身障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「重度心身障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母及び児

		童等に対する医療費の支給に関する情報 (以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「精神障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの			童等に対する医療費の支給に関する情報 (以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの 安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「精神障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2から 4まで (略)			2から 4まで (略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。